

第127回

定時株主総会 招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

令和3年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 ※会場は前年と同じです。

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
如水会館2階「スターホール」

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットにより、議決権を事前に行使していただくことをご検討願います。

目次

第127回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	4
計算書類	16
監査報告書	24
株主総会参考書類	27
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
株主総会会場ご案内図	末尾

株主総会にご出席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

株式会社東京會館

証券コード：9701

証券コード9701
令和3年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
株式会社 東京會館
取締役社長 渡 辺 訓 章

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使へのご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、きたる令和3年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和3年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
如水会館2階「スターホール」
感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られております。
予めご了承のほど、お願い申し上げます。 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | | 第127期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kaikan.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・会場では、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の際は、マスクの着用と手指等の消毒をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近では、サーモグラフィー等による検温をさせていただきます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kaikan.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

「第127回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、
ご返送ください。

行使期限

令和3年6月28日(月)
午後6時まで



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)
にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年6月28日(月)
午後6時まで



詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「会場案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

令和3年6月29日(火)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレット又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

QRコードによる議決権行使は 1回に限り可能です。

再行使する場合は右の「ログインID」「パスワード」を入力する方法をご利用ください。

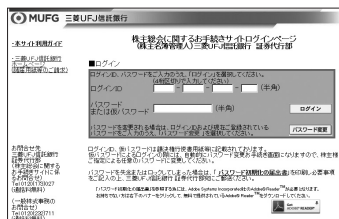
ご注意事項

- 午前2時から午前5時のご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「パスワード」を入力する方法

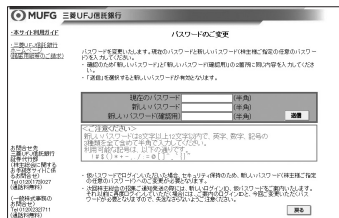
- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>

2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

3 パスワード登録



株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言を機に休業要請や外出自粛要請が本格化したことにより景気が急激に悪化するなかでのスタートとなりました。その後宣言解除により一旦は緩やかに回復基調に向かうも、年度後半に再び緊急事態宣言が発出され行動が制限されるなど、将来の見通しが極めて不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか当社は、コロナ禍下で営業の大幅な縮小を余儀なくされました。

第1四半期においては、政府による緊急事態宣言を受けて、本館および営業所において4月11日から約50日間の臨時休業を実施するなど、収益の柱である宴会や食堂の営業が大きく制限されました。緊急事態宣言解除後は感染拡大防止対策や新たな勤務体制の導入などの事業継続対策を一段と強化して営業を再開し、売上高は回復基調にありましたが、第4四半期に再び緊急事態宣言が発出され回復基調は勢いに欠けたものとなりました。

当事業年度の売上高は、上記の新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、浜松町東京會館が世界貿易センタービル建替えに伴い閉鎖したこともあり大幅な減収となり、4,034百万円(前期比64.9%減)となりました。

一方、経費につきましては、雇用調整助成金制度を活用し社員の雇用を守ることを基本に人件費負担は維持しつつ、施設管理に係る委託費用の減免や広告宣伝費などの政策的費用の縮減など諸経費の削減を進めました。しかしながら売上高の減少の規模が著しく、営業損失は3,374百万円(前期は営業利益148百万円)、経常損失は2,869百万円(前期は経常利益69百万円)、当期純損失は3,219百万円(前期は当期純利益108百万円)となりました。

これを部門別にみますと

宴会部門につきましては、一般宴会・婚礼ともに、東京都による自粛要請により多くのキャンセルが発生し、第1回目の緊急事態宣言期間中は臨時休業により宴会の実施を停止する場面がありました。宣言解除後は、婚礼などの個人需要は一定の回復基調にある一方で、一般宴会では法人需要の回復がみられず、新たな宴会スタイルの提案に努めましたが需要の掘り起こしは限定的となりました。また、年度中盤以降の受注活動は勢いを取り戻しましたが、受注した宴会の実施は多くが来年度であり当事業年度の実施件数は少数に留まりました。

この結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門売上高は、1,637百万円（前期比76.8%減）となりました。

食堂部門につきましては、自粛要請により利用が減少し、第1回目の緊急事態宣言発出により約50日間の休業といたしました。宣言解除後は十二分な客席間の距離を確保するなど感染症対策を徹底し営業時間も短縮しつつ店舗営業を再開し、回復傾向が継続しています。また、店舗外の需要にお応えするためキッチンカー営業を開始し、ランチタイムを中心に想定以上のご来店をいただいております。

しかしながら、休業の影響は大きく、売上高は1,519百万円（前期比54.6%減）となりました。

売店・その他の営業につきましては、本館売店ではレストランの味をご自宅でお楽しみいただける新商品の投入を積極的に行いました。食品部門では個人需要を中心としたオンライン販売が前年を大きく上回る結果となりました。また、緊急事態宣言により予定から遅れましたが、8月には東京駅一番街の「東京ギフトパレット」内に新規出店いたしました。しかしながら、外出自粛により店舗での販売は低調となり、売上高は876百万円（前期比19.6%減）となりました。

なお、大幅な収益悪化を受け、誠に遺憾ではございますが、当期の配当は無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資および資金調達状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は20百万円で、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は自己資金をもって充当いたしました。

- ・東京ギフトパレット内店舗開設工事 (令和2年8月完成)

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、政府によるワクチン接種の普及により経済活動が回復に向かうと期待される一方、感染症の終息までは予測困難な感染症の波が繰り返されることも危惧されるなど、依然として先行き不透明な状況が続くことが懸念されます。

このような状況の下、当社は感染症の拡大防止のため、飛沫感染対策・接触感染対策を徹底してお客様が安心してご利用いただける体制を維持強化するとともに、万が一に備えた勤務体制など事業継続対策を徹底して、お客様ならびに従業員の安全を最優先にした事業運営を進めてまいります。

令和3年度を最終年度とした中期経営計画の業績目標達成については、コロナ禍で法人顧客の需要が著しく減少したことにより非常に厳しい状況となりましたが、経営環境が極めて不透明な現下の状況では新たな中期計画の策定に優先して、需要の減少幅が比較的小さい婚礼・食堂の両事業や東京會館ブランドを生かした物販などによる売上高の回復および財務の健全性回復を推進し、創業100周年となる令和4年度を迎えるための準備を全社一丸となって取り組んでまいります。

当事業年度は売上高が著しく減少しましたが、この間にお客様から寄せられた応援の声や現下の受注状況を前にして、当社が提供する「確かな味とサービス、格調高い施設」への需要は変わらぬものと確信しております。当社は、今後も引き続きコーポレートガバナンスならびにコンプライアンス体制の充実を図るとともに、リスク管理体制の更なる強化など企業としての社会的責任を果たすべく、SDGsを実現するための社会的課題にも積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：記載ある場合は百万円)

期 別 項 目	第 124 期 平成30年3月期	第 125 期 平成31年3月期	第 126 期 令和2年3月期	第 127 期 (当事業年度) 令和3年3月期
売 上 高	5,341	7,062	11,504	4,034
経常利益または経常損失(△)	△ 1,493	△ 2,835	69	△2,869
当期純利益または当期純損失(△)	103	2,023	108	△3,219
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	30.98円	605.74円	32.38円	△963.78円
総 資 産	13,711	28,327	25,391	23,249
純 資 産	7,375	9,442	9,258	6,272

[注] 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 主要な事業内容 (令和3年3月31日現在)

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (令和3年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 館	東 京 都 千 代 田 区	銀 座 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
如 水 会 館	東 京 都 千 代 田 区	癌 研 有 明 病 院 営 業 所	東 京 都 江 東 区
大 手 町 営 業 所 (L E V E L X X I)	東 京 都 千 代 田 区	千 石 工 場	東 京 都 江 東 区
三 越 日 本 橋 本 店 営 業 所	東 京 都 中 央 区		

[注] 1. 浜松町東京會館は、世界貿易センタービル建替え工事に伴い、令和2年12月28日に閉店いたしました。
2. 銀座営業所は、店舗リニューアル工事に伴い、令和3年1月1日から休業しております。(令和3年9月、リ・オープン予定)

(7) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
546 名	+13 名	40.1 才	13.0 年

(8) 主要な借入先および借入額（令和3年3月31日現在）

借入先	借入額
三菱地所株式会社	9,525 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	170
株式会社三井住友銀行	50
株式会社みずほ銀行	50

2. 会社の株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,900,000株
(2) 発行済株式の総数 3,463,943株（自己株式 123,388株を含む）
(3) 株主数 4,458名（前期末比 42名減）
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	313 千株	9.37 %
東京會館取引先持株会	173	5.19
日本生命保険相互会社	172	5.16
三信株式会社	166	4.98
株式会社三菱UFJ銀行	165	4.95
三菱地所株式会社	131	3.93
株式会社みずほ銀行	120	3.60
明治安田生命保険相互会社	105	3.16
富国生命保険相互会社	100	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社	100	3.00

- [注] 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式123千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和3年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 訓 章	営業本部長
代表取締役専務	鈴 木 輝 伯	管理本部長
常 務 取 締 役	星 野 昌 宏	営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本館営業部長
取 締 役	山 口 健 太 郎	営業推進部統括部長
取 締 役	吉 田 寛	本館営業部副本部長 兼 本館総支配人
取 締 役	斉 藤 哲 二	調理本部長 兼 調理・製菓部長 兼 本館総調理長
取 締 役	蛭 原 望	経理部長
取 締 役	島 谷 能 成	東宝株式会社 代表取締役社長 株式会社東京楽天地 取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役
取 締 役	合 場 直 人	株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長 三菱地所株式会社 顧問
常 勤 監 査 役	池 内 潤 一 郎	
監 査 役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問 株式会社三菱総合研究所 社外取締役
監 査 役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 特別顧問

- [注]
1. 取締役 島谷能成および合場直人の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 畔柳信雄および相場康則の両氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 池内潤一郎氏は、当社内の経理部門で長年にわたる経理業務の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 島谷能成、合場直人、監査役 畔柳信雄、相場康則の4氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 令和2年6月26日開催の第126回定時株主総会において、新たに取締役に斉藤哲二、蛭原望、合場直人の3氏が選任され就任いたしました。また、同定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 上原誠人、永田充史の両氏は、任期満了により退任し、取締役 外山勇雄氏は辞任により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動

氏名	新	旧	異動日
渡辺 訓章	代表取締役社長 営業本部長	代表取締役社長 戦略本部長	令和2年4月1日
鈴木 輝伯	常務取締役 管理本部長	常務取締役 管理本部長 兼 総務部長	
星野 昌宏	取締役 営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本館営業部長	取締役 戦略本部副本部長 兼 営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長	
山口 健太郎	取締役 営業推進部統括部長	取締役 営業本部副本部長 兼 営業推進部統括部長	
吉田 寛	取締役 本館営業部副部長 兼 本館総支配人	取締役 本館総支配人	令和2年6月26日
鈴木 輝伯	代表取締役専務 管理本部長	常務取締役 管理本部長	
星野 昌宏	常務取締役 営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本館営業部長	取締役 営業本部副本部長 兼 マーケティング戦略部長 兼 本館営業部長	

7. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動日
相場 康則	サントリーホールディングス 株式会社 特別顧問	サントリーホールディングス 株式会社 常任顧問	令和2年4月1日

(2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。

(3) 会社役員報酬等に関する事項

① 役員報酬等の額および算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、月額固定報酬のみとし、その額については、経営内容・経済情勢等を考慮のうえ、株主総会で決議した報酬総額の限度内で各取締役の地位および担当を踏まえて決定することとしております。役員報酬等の決定方針および毎年の役員報酬は取締役会において決定しております。

当事業年度に係る当社の取締役の報酬等の額は②のとおりであるところ、個人別の報酬等の内容は、各取締役の地位および担当に応じて決定されておりますので、上記方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬に関しては、月額固定報酬のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の限度内で各監査役の地位を考慮し、業績に左右されない安定的な処遇を基本として監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	123百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	21百万円 (7百万円)

- [注] 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億5,000万円以内、また、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と、それぞれ決議いただいております。なお、当該定時株主総会の決議時における当社の取締役は8名、監査役は3名であります。
3. 支給人員および報酬等の総額には、令和2年6月26日開催の第126回定時株主総会終結の時をもちまして退任した取締役3名を含んでおります。
4. 当社は、平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当事業年度中に退任した取締役2名に対し、33百万円の退職慰労金を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	島 谷 能 成	東宝株式会社 代表取締役社長	当社の大株主であります。
		株式会社東京楽天地 取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役	
		株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役	
社外取締役	合 場 直 人	株式会社サンシャインシティ 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
		三菱地所株式会社 顧問	当社の大株主であり、借入先であります。
社外監査役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱UFJ銀行 特別顧問	当社の大株主であり、借入先であります。
		株式会社三菱総合研究所 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 特別顧問	当社の大株主であり、原材料の仕入れ先であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	島谷能成	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外取締役	合場直人	当社取締役就任後開催の取締役会9回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	畔柳信雄	当事業年度開催の取締役会9回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	相場康則	当事業年度開催の取締役会9回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

[注] 上記取締役会のほか、会社法第370条および定款第23条に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ございます。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第26条および第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 18百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

- [注] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基本原則として東京會館企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ② 監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々のリスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、教育を行う。
 - ア. 食品衛生及び食品安全に関するリスク
 - イ. 防火及び防災に関するリスク
 - ウ. 顧客個人情報に関するリスク
- ② リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を月1回開催するほか、常務会を週1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効率化を図る。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を行う。
- ② 当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
- ② 公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整える。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続を行う。
- (8) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ② 取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を行う。
- ③ 財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に関する体制
- ① 当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
- ② すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とした態度で対応する。
- ③ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス等規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、取締役及び使用人がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門責任者との面談とモニタリングをとおり体制の強化と監視を図っております。
- ③ 取締役及び使用人が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を、常勤監査役、調査担当部署を内部監査室とし、その実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、社外取締役2名、社外監査役2名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を9回、常務会を47回開催いたしました。

(3) リスク管理体制

- ① 食品衛生及び食品安全
食品衛生対策委員会において、講習会の実施や各営業所及び食材購入先への衛生指導に加え、営業所ごとの外部機関による衛生検査の実施等、更なる衛生管理の徹底を図っております。また、義務化となった「HACCP」による衛生管理にも対応済であります。
- ② 防火及び防災
防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において直下型地震等防災訓練にも積極的に参加し、東京消防庁主催の「普通救命等（応急手当）講習会」にも年2回参加、使用人の約5割が救命技能認定を受け、平成19年には「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客様への対応に備えております。
- ③ 顧客個人情報
情報管理委員会において、顧客情報の取扱いに関し新入社員研修会での説明や社内イントラネットに注意事項を掲載するなど、従業員への周知・徹底を図っております。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策
新型コロナウイルス感染予防緊急対策委員会において、お客様と従業員の健康と安全を第一に考え、またお客様に安心してご利用いただけるよう、お客様への検温・消毒依頼、ソーシャルディスタンスの確保、アクリル板およびCO2センサーの設置や従業員の不要不急の外出自粛などの予防対策の徹底を図っており、千代田区からも区内の4営業所がより高度な予防対策を実施している優良施設として認証を受けております。

(4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、管理部門員1名を任命しております。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、重要課題等について意見交換を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室並びに会計監査人により、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行っております。当事業年度は、本館と売上高の大きい1営業所を評価範囲といたしました。

~~~~~  
[注] 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,918,293</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>4,054,488</b>  |
| 現金及び預金          | 2,395,494         | 買掛金            | 76,783            |
| 売掛金             | 253,330           | 短期借入金          | 380,000           |
| 未収入金            | 72,293            | 1年内返済予定の長期借入金  | 546,000           |
| 商品及び製品          | 14,505            | リース債務          | 222,747           |
| 仕掛品             | 5,375             | 未払金            | 879,473           |
| 原材料及び貯蔵品        | 104,454           | 未払法人税等         | 102,925           |
| 前払費用            | 57,847            | 未払消費税          | 537,341           |
| その他             | 15,174            | 未払費用           | 66,857            |
| 貸倒引当金           | △ 182             | 前受り金           | 213,137           |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,331,669</b> | 預り金            | 921,222           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,462,733</b> | 賞与引当金          | 108,000           |
| 建物              | 12,477,659        | <b>固定負債</b>    | <b>12,922,938</b> |
| 構築物             | 175,963           | 長期借入金          | 8,979,000         |
| 機械装置及び運搬具       | 18,234            | リース債務          | 1,532,042         |
| 工具、器具及び備品       | 222,270           | 繰延税金負債         | 731,697           |
| 土地              | 2,033,143         | 退職給付引当金        | 1,200,922         |
| リース資産           | 1,535,460         | 資産除去債務         | 20,275            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>50,787</b>     | 長期預り保証金        | 459,000           |
| リース資産           | 47,777            | <b>負債合計</b>    | <b>16,977,427</b> |
| 電話加入権           | 3,009             | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,818,148</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>5,499,773</b>  |
| 投資有価証券          | 2,006,293         | 資本金            | 3,700,011         |
| 敷金及び保証金         | 140,099           | 資本剰余金          | 2,883,140         |
| 従業員に対する長期貸付金    | 1,216             | 資本準備金          | 925,002           |
| 長期前払費用          | 1,089,037         | その他資本剰余金       | 1,958,137         |
| その他             | 581,502           | <b>利益剰余金</b>   | <b>△ 640,773</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>23,249,962</b> | その他利益剰余金       | △ 640,773         |
|                 |                   | 固定資産圧縮積立金      | 1,890,794         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | △ 2,531,567       |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△ 442,605</b>  |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 772,761           |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 772,761           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>6,272,535</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>23,249,962</b> |

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                        | 金       | 額                  |
|----------------------------|---------|--------------------|
| 売 上 高                      |         | 4,034,280          |
| 売 上 原 価                    |         | 6,674,512          |
| <b>売 上 総 損 失 (△)</b>       |         | <b>△ 2,640,232</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費        |         | 733,801            |
| <b>営 業 損 失 (△)</b>         |         | <b>△ 3,374,034</b> |
| 営 業 外 収 益                  |         |                    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金          | 44,135  |                    |
| 助 成 金 収 入                  | 613,883 |                    |
| そ の 他                      | 22,454  | 680,472            |
| 営 業 外 費 用                  |         |                    |
| 支 払 利 息                    | 173,662 |                    |
| そ の 他                      | 2,750   | 176,412            |
| <b>経 常 損 失 (△)</b>         |         | <b>△ 2,869,974</b> |
| 特 別 利 益                    |         |                    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益          | 40,006  | 40,006             |
| 特 別 損 失                    |         |                    |
| 減 損 損 失                    | 253,227 |                    |
| 解 体 撤 去 費 用                | 37,098  | 290,325            |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失 (△)</b> |         | <b>△ 3,120,293</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税      |         | 13,210             |
| 法 人 税 等 調 整 額              |         | 86,214             |
| <b>当 期 純 損 失 (△)</b>       |         | <b>△ 3,219,718</b> |

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                |               |               |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|---------------|---------------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |               | 利益剰余金         |            |
|                             |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計  | その他利益剰余金      |            |
|                             |           |           |                | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |            |
| 令和2年4月1日残高                  | 3,700,011 | 925,002   | 1,958,137      | 2,883,140     | 1,942,865     | 669,487    |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |                |               |               |            |
| 剰余金の配当                      |           |           |                |               |               | △ 33,408   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           |           |                |               | △ 52,071      | 52,071     |
| 当期純損失(△)                    |           |           |                |               |               | △3,219,718 |
| 自己株式の取得                     |           |           |                |               |               |            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |                |               |               |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | —              | —             | △ 52,071      | △3,201,054 |
| 令和3年3月31日残高                 | 3,700,011 | 925,002   | 1,958,137      | 2,883,140     | 1,890,794     | △2,531,567 |

|                             | 株 主 資 本     |           |             | 評価・換算<br>差 額 等                | 純資産合計       |
|-----------------------------|-------------|-----------|-------------|-------------------------------|-------------|
|                             | 利益剰余金<br>合計 | 自己株式      | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 |             |
|                             | 利益剰余金<br>計  |           |             |                               |             |
| 令和2年4月1日残高                  | 2,612,352   | △ 441,841 | 8,753,663   | 504,693                       | 9,258,357   |
| 事業年度中の変動額                   |             |           |             |                               |             |
| 剰余金の配当                      | △ 33,408    |           | △ 33,408    |                               | △ 33,408    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                | —           |           | —           |                               | —           |
| 当期純損失(△)                    | △3,219,718  |           | △3,219,718  |                               | △ 3,219,718 |
| 自己株式の取得                     |             | △ 763     | △ 763       |                               | △ 763       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |             |           |             | 268,067                       | 268,067     |
| 事業年度中の変動額合計                 | △3,253,126  | △ 763     | △3,253,889  | 268,067                       | △ 2,985,822 |
| 令和3年3月31日残高                 | △ 640,773   | △ 442,605 | 5,499,773   | 772,761                       | 6,272,535   |

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、仕掛品、製品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員（使用人兼務役員を含む）に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

## 表示方法の変更

〔会計上の見積りの開示に関する会計基準〕（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度末から適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの  
繰延税金資産
- (2) 当事業年度の計算書類に計上した額  
繰延税金資産 400,981千円  
当事業年度の貸借対照表において、繰延税金負債1,132,679千円と相殺して、その純額を繰延税金負債として計上しております。
- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法  
内外の経営環境・過去の業績などから見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。
  - ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期などを正確に見通すことは困難な状況にありますが、外部の情報などを踏まえ、翌事業年度の後半以降に正常化へ向かうなどの仮定を置き、将来の課税所得の見積りを行っております。
  - ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響  
課税所得が生じる時期や金額は、将来の不確実な経済状況に影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期や金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 担保に供している資産       |                     |
| 建物                   | 12,473,787千円        |
| 土地                   | 1,498,392千円         |
| 投資その他の資産  その他（保険積立金） | 90,290千円            |
| 計                    | <u>14,062,471千円</u> |
| (2) 担保に係る債務          |                     |
| 短期借入金                | 90,000千円            |
| 1年以内返済予定の長期借入金       | 546,000千円           |
| 長期借入金                | 8,979,000千円         |
| 計                    | <u>9,615,000千円</u>  |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,809,738千円

## 損益計算書に関する注記

1. 減損損失は、営業所の事業用資産に係るもので、建物等253,227千円であります。
2. 特別損失に計上した「解体撤去費用」は営業所の閉鎖に伴う機械装置等の撤去費用であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
 

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,463,943株 |
|------|------------|
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
 

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 123,388株 |
|------|----------|
3. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額
 

令和2年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

|            |           |
|------------|-----------|
| ① 株式の種類    | 普通株式      |
| ② 配当金の総額   | 33,408千円  |
| ③ 1株当たり配当額 | 10円00銭    |
| ④ 基準日      | 令和2年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 令和2年6月29日 |
  - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |              |              |
|-----------|--------------|--------------|
| 繰延税金資産    | 税務上の繰越欠損金    | 1,318,512千円  |
|           | 退職給付引当金      | 367,722千円    |
|           | 減損損失         | 65,408千円     |
|           | 賞与引当金        | 33,069千円     |
|           | その他          | 74,996千円     |
|           | 小計           | 1,859,709千円  |
|           | 評価性引当額       | △1,458,728千円 |
|           | 合計           | 400,981千円    |
| 繰延税金負債    | 固定資産圧縮積立金    | △834,478千円   |
|           | その他有価証券評価差額金 | △298,200千円   |
|           | 合計           | △1,132,679千円 |
| 繰延税金負債の純額 |              | △731,697千円   |

## 金融商品に関する注記

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。資金調達については、営業債務のほか金融機関等からの借入により行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等を有しておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程〔資産運用細則〕を定めて運用しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の使途は、運転資金及び設備投資に係る資金であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、借入金額及び期間などを限定してリスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

（単位：千円）

|                | 貸借対照表計上額（※1） | 時 価（※1）     | 差 額      |
|----------------|--------------|-------------|----------|
| (1) 現金及び預金     | 2,395,494    | 2,395,494   | —        |
| (2) 売掛金        | 253,330      | 253,330     | —        |
| (3) 未収入金       | 72,293       | 72,293      | —        |
| (4) 投資有価証券     |              |             |          |
| その他有価証券        | 1,814,704    | 1,814,704   | —        |
| (5) 買掛金        | (76,783)     | (76,783)    | —        |
| (6) 短期借入金      | (380,000)    | (380,000)   | —        |
| (7) 未払金        | (879,473)    | (879,473)   | —        |
| (8) 預り金        | (921,222)    | (921,222)   | —        |
| (9) 長期借入金（※2）  | (9,525,000)  | (9,422,361) | △102,638 |
| (10) リース債務（※3） | (1,754,789)  | (1,752,615) | △2,174   |

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）流動負債に含まれている1年以内に返済予定のリース債務を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金及び (3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

この時価については次のとおりです。

その他有価証券に含まれる上場株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金及び (8) 預り金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(1) 非上場株式 (貸借対照表計上額191,589千円)、敷金及び保証金 (貸借対照表計上額140,099千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

(2) 長期預り保証金 (貸借対照表計上額459,000千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1株当たり純資産額      | 1,877円69銭 |
| 1株当たり当期純損失 (△) | △963円78銭  |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年5月14日

株式会社東京會館  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 佐藤 好生 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 星野 紘紀 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會館の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監査することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性について我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 きさらぎ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月21日

株式会社 東京會館 監査役会  
常勤監査役 池内 潤一郎 ㊟  
監査役(社外監査役) 畔柳 信雄 ㊟  
監査役(社外監査役) 相場 康則 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

現在生じている利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、早期復配の実現を見据え株主還元を含む今後の資本政策の機動性を確保することを目的といたしまして、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり損失の処理をいたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額  
    その他資本剰余金 640,773,218円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
    繰越利益剰余金 640,773,218円

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 吉田 寛、島谷能成の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1                                                                                                                      | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br>よし だ ゆたか<br>吉 田 寛<br>(昭和35年7月21日生) | 昭和59年4月 株式会社キャプテンクック入社<br>昭和61年4月 株式会社ビクトリアステーション・ジャパン入社<br>昭和63年7月 当社入社<br>平成10年6月 当社軽井沢営業所支配人<br>平成14年11月 当社三菱クラブ支配人<br>平成19年3月 当社本館ロビー支配人兼食堂コーディネーター<br>平成20年4月 当社本館食堂支配人兼ロビー支配人<br>平成21年4月 当社如水会館支配人<br>平成23年10月 当社浜松町東京會館支配人<br>平成25年4月 トーカイシティサービス株式会社出向<br>平成29年4月 当社本館開設準備室長<br>平成30年10月 当社本館総支配人兼本館開設準備室長<br>平成31年1月 当社本館総支配人<br>令和元年6月 当社取締役本館総支配人<br>令和2年4月 当社取締役本館営業部副部長兼本館総支配人(現任) | 500株            |
| [取締役候補者とした理由]<br>吉田寛氏は、営業所支配人、本館開設準備室長、本館総支配人を務めるなど営業戦略・運営業務に関する経験・実績・見識を有しており、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。 |                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                 |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                     | <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div> しま たに よし しげ<br><b>島 谷 能 成</b><br>(昭和27年3月5日生) | 昭和50年4月 東宝株式会社入社<br>平成13年5月 同社取締役<br>平成17年5月 同社常務取締役<br>平成19年5月 同社専務取締役<br>平成23年5月 同社代表取締役社長(現任)<br>平成24年4月 株式会社東京楽天地社外取締役<br>平成27年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役(現任)<br>平成29年6月 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役(現任)<br>令和元年6月 当社取締役(現任)<br>令和2年4月 株式会社東京楽天地取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>東宝株式会社代表取締役社長<br>株式会社東京楽天地取締役<br>阪急阪神ホールディングス株式会社取締役<br>株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 | 0株              |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割]<br>島谷能成氏は、東宝株式会社代表取締役社長の職にあり、企業経営および企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験、実績、幅広い見識を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に再任された場合の役割として、その知見を活かした監督と助言を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                 |

- [注] 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 島谷能成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 島谷能成氏の社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして2年となります。
4. 島谷能成氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社と島谷能成氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 畔柳信雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>くろ やなぎ のぶ お</small><br/> <b>畔柳信雄</b><br/> <small>(昭和16年12月18日生)</small> </div> | 昭和40年4月 株式会社三菱銀行入行<br>平成4年6月 同行取締役<br>平成8年4月 株式会社東京三菱銀行取締役<br>平成8年6月 同行常務取締役<br>平成13年6月 同行常務執行役員<br>平成14年6月 同行副頭取<br>平成15年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役<br>平成16年6月 株式会社東京三菱銀行頭取<br>株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役<br>社長<br>平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役<br>社長<br>平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取<br>平成20年4月 同行取締役会長<br>平成21年6月 三菱重工業株式会社社外監査役<br>平成21年12月 株式会社三菱総合研究所社外取締役（現任）<br>平成22年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役<br>平成24年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役<br>平成25年6月 当社監査役（現任）<br>平成26年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）特別顧問（現任）<br>平成27年6月 三菱重工業株式会社社外取締役監査等委員<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社三菱UFJ銀行特別顧問<br>株式会社三菱総合研究所社外取締役 | 2,500株          |
| [社外監査役候補者とした理由]<br>畔柳信雄氏は、株式会社三菱UFJ銀行特別顧問の職にあり、長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図るために適切な助言・提言をいただけると判断したため引き続き社外監査役候補者としております。                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |

- [注]
1. 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
  2. 畔柳信雄氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 畔柳信雄氏の社外監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして、8年となります。
  4. 畔柳信雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
  5. 当社と畔柳信雄氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定です。
  6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。畔柳信雄氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。



## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、宮 幸男氏は、常勤監査役 池内潤一郎氏の補欠としての監査役候補者、また、谷口明史氏は、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の社外監査役 畔柳信雄、社外監査役 相場康則の両氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                             | みや ゆき お<br>宮 幸 男<br>(昭和32年4月12日生)                 | 昭和55年3月 当社入社<br>平成11年10月 当社経理部次長<br>平成17年4月 当社総務部情報システム室長<br>平成23年9月 当社総務部人事室長<br>平成27年4月 当社人事部長<br>平成29年1月 当社経営企画部長<br>平成30年7月 当社監査室長(現任)                            | 200株            |
| [補欠監査役候補者とした理由]<br>宮幸男氏は、管理部門で豊富な経験を有し、人事部長、経営企画部長、監査室長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠監査役候補者としております。                                                           |                                                   |                                                                                                                                                                       |                 |
| 2                                                                                                                                                                                                             | 社外 独立<br>たに ぐち あき ひと<br>谷 口 明 史<br>(昭和51年10月28日生) | 平成16年10月 弁護士登録(大阪弁護士会登録)<br>北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国法共同事業)入所<br>平成19年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍<br>平成24年1月 同事務所パートナー(現任)<br>平成29年12月 株式会社アーバンビジョン(現:株式会社L i v - u p)社外監査役(現任) | 0株              |
| [補欠社外監査役候補者とした理由]<br>谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識・見識を有しており、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                                   |                                                                                                                                                                       |                 |

- [注]
1. 各補欠候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
  2. 谷口明史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  3. 谷口明史氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額といたします。
  4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、宮幸男氏が監査役に就任ならびに谷口明史氏が社外監査役に就任した場合には、両氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上



# 会場案内図

- 会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号  
如水会館2階「スターホール」  
電話 (03) 3261-1101 (代表)

※会場は前年と同じです。



## ■交通のご案内

### ○地下鉄

東西線「竹橋駅」1b出口から徒歩約4分、3a出口から徒歩約5分  
半蔵門線  
都営三田線  
都営新宿線

「神保町駅」A8、A9出口から徒歩約4分

駐車場の用意がございませんので、ご来場に際しましては、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。